

答 申

第1 審査会の結論

宮城県教育委員会が行った行政文書の不存在決定は妥当ではなく、これを取り消すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 異議申立人は、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定により、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、平成13年1月31日付けで「H7～12年度において宮城県教育委員会によせられた住民からの苦情陳情等一切の文書」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、異議申立人に請求趣旨を確認し、請求内容にある「住民からよせられた苦情陳情等」とは、「住民から寄せられた教職員に関する苦情」という趣旨であることを確認した上で、本件開示請求に係る行政文書を保有していないとして、条例第6条第1項の規定により、行政文書の不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成13年3月30日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立人は、平成13年5月28日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び審査会における意見陳述において述べている内

容を総合すると、おおむね次のとおりである。

異議申立人が別途平成13年5月28日付けで「平成12年度長期特別研修員決定に関わる一切の文書（資料，申し入れ，要望書等も含む。）」及び「平成13年5月28日までに， ，住民，生徒，児童から県教委の申し入れ等に関わる文書及びそれに県教委が対応した文書等に関する一切の文書」について開示請求（以下「後日の開示請求」という。）を行い，同年6月11日付け教第102号で行政文書部分開示決定があった際に，他の資料に付属する形で住民から寄せられた教職員に関する苦情と思われる文書が存在していることを確認している。したがって，本件開示請求に係る文書が，全くないということは考えられない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見陳述において述べている内容を総合すると，おおむね次のとおりである。

1 苦情要望等に係る文書の取扱いについて

本件開示請求が行われた当時，住民からの苦情要望等については，当該苦情要望等を受けた都度，当該苦情要望等を受けた担当職員がその場で相談者に対応・処理し，必要に応じて経過や結果を上司に相談・報告することで，これらの経過を逐次文書に記録・保存する作業は省略していた。

なお，担当職員が，内容を備忘的にメモをとることがあるが，このメモについては組織的に用いるものとして作成したものではなく，条例第2条第2項に規定される行政文書には該当しないものである。

2 行政文書不存在決定を行ったことについて

本件開示請求を受けて，対象行政文書の確認作業を行ったところ，異議申立人が求める行政文書のみを綴った簿冊は存在しておらず，実施機関としては，異議申立人の請求趣旨に沿うため，異議申立人と調整したところ，異議申立人から請求内容に係る文書リストの求めがあり，県民から県へ寄せられた意見のデータベースである「県民の思いデータベース」のリスト及び「政府・県陳情・要望等」の簿冊の文書件名目録を提供した。異議申立人がこれらのリスト等を確認したところ，これらのリスト等には求める文書がないとのことであっ

たので、実施機関は本件処分を行ったものである。

その後、異議申立人が行った後日の開示請求に係る行政文書の特定作業において、異議申立人が本件開示請求で求めていた行政文書を発見し、平成13年6月11日付け教第102号で部分開示決定を行った。

3 不存在決定後に対象行政文書が開示されたことについて

本件開示請求においては、当初の異議申立人との本件開示請求の趣旨の確認に当たって、「県民の思いデータベース」のリスト及び「政府・県陳情・要望等」の簿冊の文書件名目録等を念頭に置いて作業を進めたことから、長期特別研修関係の文書中にある本件開示請求に係る行政文書の特定に至らなかったものである。その後、前項のとおり部分開示決定を行い、同年6月18日に部分開示しているが、特定作業について慎重を期せば、このようなこともなかったと考える。今回の件については、事務処理上の不手際によって、請求者本人の趣旨に沿わない形になってしまい、申し訳なかったと考えている。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実に推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈・運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件開示請求について

本件開示請求については、当初「H7～12年度において宮城県教育委員会によせられた住民からの苦情陳情等一切の文書」との請求であったところ、実施機関において異議申立人から本件開示請求の趣旨を確認し、「住民からの苦情

陳情等」とは「住民から寄せられた教職員に関する苦情」を指すものとして請求内容を確定した。実施機関は異議申立人の求めに応じ、本件開示請求の文書の特定の参考になると考えられた文書のリスト等を提示したが、それ以上の検索又は請求趣旨の把握には努めず、当該リスト等に該当文書がないとされたことをもって、安易に対象行政文書を保有していないと判断したものと認められる。

3 結論

以上のとおり、本件開示請求に係る行政文書は存在していることが明らかであるから、実施機関が条例第6条第1項に規定する行政文書不存在決定を行ったことは、妥当ではない。

なお、実施機関においては、今後は開示請求の趣旨のより正確な把握に努めるよう求めるものである。

第6 審査会の経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
13 . 7 . 24	諮問を受けた。(諮問第95号)
14 . 11 . 29 (第173回審査会)	事案の審議を行った。
15 . 2 . 20 (第176回審査会)	異議申立人から意見等の聴取を行った。 実施機関から意見等の聴取を行った。
15 . 3 . 3 (第177回審査会)	事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会名簿(五十音順)

氏名	現職	備考
犬飼健郎	弁護士	会長
遠藤香枝子	主婦	
岡本勝	東北大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
佐々木健次	弁護士	
本関愛実	宮城教育大学教育学部助教授	

(平成15年3月20日現在)